

令和6年2月16日

## 清水駅東口クライミング場利用案内

### 1. 利用時間

利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、天候等により変更もあり得る。

### 2. 施設の休場日

- ① 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ② 設備点検に要する日等

### 3. 利用登録の条件

利用の許可を受けようとする者は、利用登録をしなければならない。

利用登録のできる者は次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 日本山岳協会加盟団体若しくは日本勤労者山岳連盟加盟団体の会員又は同2団体いずれかの被推薦者
- ② 民間施設のクライミング場で会員登録済みの者（リードクライミング及びトップロープクライミング経験者に限る）
- ③ 静岡市主催のクライミング教室を修了した者。

### 4. 利用登録の申請

3に規定する利用登録のできる者は、その条件を証明できる書類と誓約書を教育長に提出しなければならない。

【条件を証明できる書類】（①、②のいずれかの書類）

- ① 日本山岳協会加盟団体若しくは日本勤労者山岳連盟加盟団体加盟団体の推薦書
- ② 民間施設の会員証裏表両面写し

※静岡市主催のクライミング教室を修了した者は誓約書のみの提出で申請することができる。

登録を許可したときは登録証を交付する。登録証に記載する事項は、登録番号、氏名および所属団体とする。

### 5. 利用手続

個人利用者は、登録証を提示し受付で使用料を前納すること。

専用利用者は、別に定める「清水駅東口クライミング場利用許可申請書」を提出し、許可を受け、使用料を前納すること。

単独利用者は、単独利用誓約書を教育長に提出しなければならない。ただし単独で利

用ができるのは、「クライミングウォール小」のみとする。

## 6. 使用上のルール

利用者は、次のルールに従いクライミング場を使用すること。

- ① クライミング施設を利用するにあたり、自身の健康状態に問題がないこと。(体調、睡眠時間、血圧、飲酒をしていない等)  
※体調等に問題がある場合は、使用しないこと。
- ② 静岡市発行の登録証を交付された者を含む2名以上のグループを編成し、個々のグループごとに責任者を設定した上で受付に申し出ること。
- ③ グループ責任者は、グループ構成員に対し必要な安全確認を徹底させること。
- ④ グループ構成員は、必ずグループ責任者の指示に従うこと。
- ⑤ グループ責任者が先に退場する場合は、必ず他の利用者の中からグループ責任者を再設定し、その旨を受付に申し出ること。
- ⑥ 施設の瑕疵以外の事故、けが等については、グループ責任者および使用者の責任において処理すること。
- ⑦ 登はん用具はクライミング用の規格に合ったものを用意し、事前に不備がないか確認すること。
  - ・ロープ (適合規格表示があるもの)
  - ・登はん用ベルト (フリークライミング専用)
  - ・確保器具 (カラビナ、クイックドロワー等)
  - ・ビレイ器
  - ・クライミングシューズ
- ⑧ ロープは『エイトノット』で結ぶこと。他の結び方は認めない。
- ⑨ クライマーとビレイヤーは登はん前に相互で向き合い必要な安全確認を行うこと。安全確認方法は以下のとおり行うこと。
  - 【クライマー】**
    - ・ハーネスは正しく装着されているか。
    - ・ハーネスのベルトの折り返しはされているか。
    - ・ロープはハーネスに正しく装着されているか。
    - ・エイトノットの結び方は正しいか。
    - ・ロープを引っ張っても外れないか。
  - 【ビレイヤー】**
    - ・ロープはビレイ器に正しく装着されているか。
    - ・安全環付カラビナのロックはされているか。
- ⑩ ビレイヤーは登はん中のクライマーの様子を注視し、次のような声かけにより十分なコミュニケーションを図ること。

- ・登はん中のクリップ忘れ等があるときの声かけ
- ・降下する際の「テンション」の声かけ

- ⑪ クライマーは降下する前にロープの結び目を確認すること。
- ⑫ トップロープ方式により登はんする場合の支点は、必ず2点以上取ること。

#### その他注意事項

- ① ホールドの位置を無断で変更しないこと。
- ② 利用時間を厳守すること。
- ③ 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- ④ 混雑時は、利用者間で譲り合いながら使用すること。
- ⑤ 施設利用の終了後は、必ず受付に報告すること。
- ⑥ 路上駐車はしないこと。

#### 7. 事故に対する責任・対応

- ① 施設の設置瑕疵による事故、怪我等の場合を除き事故が発生した場合の一切の責任は、利用者にあるものとする。
- ② 事故が発生した場合は速やかに適切な処置を取るとともに管理者に報告すること。
- ③ 利用者は、故意又は過失により施設又は設備を汚損・損傷し、又は破損させたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 8. 施設の管理

次に掲げる事項の管理については、日本山岳協会の加盟団体及び日本勤労者山岳連盟の加盟団体の協力を得ながら、主として保守点検業者が行うこととする。

- ① ホールド及びルートの設定等。
- ② ホールド及びパネルの設置状況の点検。

#### 9. 使用料金

清水駅東ロクライミング場使用料

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,530円	2,040円	1,530円
		生徒等及び70歳以上の者	780円	1,040円	780円

	その他の場合	7,650円	10,200円	7,650円
個人利用(入場1回につき)	一般			330円
	生徒等及 び70歳以 上の者			170円

#### 備考

- ③ 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- ④ 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ・高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
  - ・幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- ⑤ 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者除く。
- ⑥ 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。
- ⑦ 専用利用する場合において、利用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき時間区分の1時間相当額を加算する。
- ⑧ 第2条ただし書の規定により利用時間を変更した場合における使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分の使用料の額の3分の1に相当する額と、午後6時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分の使用料の額の3分の1に相当する額とする。
- ⑨ 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- ⑩ 特殊の電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。
- ⑪ 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。